

令和元年度旭川市農業委員会第10回定例農地部会議事録

- 1 開催日 令和2年1月24日（金曜日）
- 2 開催時間 午後4時15分開会 午後4時30分閉会
- 3 開催場所 旭川市6条通9丁目 旭川市総合庁舎議会棟2階 第1委員会室
- 4 出席委員 19名

1番・宿谷 昌一	2番・鷺尾 勲	3番・川上 和幸	4番・山口 喜松
5番・一宮 敏昭	6番・鹿野 直子	7番・松木 一幸	8番・笹田 文彦
9番・清水 利秋	10番・高倉 伸淳	11番・石尾 卓也	12番・滝川 岳雪
13番・宮嶋 睦子	14番・平 克洋	15番・吉田 清	16番・波能 隆
17番・柿木 和恵	18番・鈴木 剛	19番・幅崎 勝良	
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 津村事務局長 大谷農地係長 長根農地係主任
荒農地係主任 武田農地係主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 4番・山口 喜松 5番・一宮 敏昭
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (3) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (4) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
 - (5) 報告第3号 あっせん候補者の登録について
 - (6) 報告第4号 農地所有適格法人の報告について

10 議事録本紙

○議長（鈴木 剛） ただいまから、令和元年度旭川市農業委員会第10回定例農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は、19名でありますので、部会規則第8条の規定に基づき、本会は成立いたしております。

○議長（鈴木 剛） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。

4番山口委員、5番一宮委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いたします。

また、会議につきまして、発言の際は議席番号を告げてから御発言願います。

○議長（鈴木 剛） それでは、議事に入ります。

日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（大谷 係長） 事務局。

日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。

御審議いただく全体の件数は、所有権移転が、東鷹栖地区で4件、江神地区で2件、東旭川地区で1件の計7件、使用貸借権設定が、西神楽地区で1件の、あわせて8件でございます。

それでは、内容について御説明いたします。

番号1番ないし3番及び7番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却する案件です。

番号4番につきましては、譲渡人が所有する農地を、後継者である譲受人に贈与する案件です。

番号5番及び番号6番につきましては、譲受人の耕作地内の国有財産地を買い受ける案件です。

番号8番につきましては、貸主の経営移譲に伴い、所有する農地を後継者である借主に貸し付ける案件です。

当該案件につきましては、第9回定例農地部会においても、使用貸借期間を定めない内容で議案を上程しておりますが、貸主の経営移譲に伴う農業者年金の手続きの関係上、使用貸借期間の設定が必要であることから、あらためて使用貸借期間を10年とする許可申請があったものです。

また、番号3番及び7番の譲受人である法人につきましては、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たしており、農地所有適格法人であることを確認しております。

いずれも、別添の農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員（松木 一幸） はい、7番松木です。
番号1番ないし4番について補足説明いたします。
番号1番ないし3番につきましては、売主が所有する農地を買主に売却する案件です。
番号4番につきましては、譲渡人が経営移譲のために、後継者である譲受人に農地を贈与する案件です。
いずれの案件も、権利取得後における農地の適正かつ効率的な利用が確保されると見込まれるため、問題ないと考えますので、よろしくお願いたします。

○委員（一宮 敏昭） はい、5番一宮です。
番号5番、番号6番について補足説明いたします。
番号5番及び6番につきましては、買主の耕作地内の国有財産地を買い受ける案件です。
当国有財産地については、隣接する土地と一体となって耕作されており、買主以外に権利を取得できる者がいないため、問題ないと考えますので、よろしくお願いたします。

○委員（高倉 伸淳） はい、10番高倉です。
番号7番について補足説明します。
番号7番につきましては、売主が所有する農地をすべて買主に売却する案件です。
権利取得後における農地の適正かつ効率的な利用が確保されると見込まれるため問題ないと考えますので、よろしくお願いたします。

○委員（波能 隆） はい、16番波能です。
番号8番について補足説明いたします。
番号8番につきましては、貸主が経営移譲するため、後継者である借主に無償で貸し付ける案件であり、権利取得後における農地の適正かつ効率的な利用が確保されると見込まれるため、問題ないと考えますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木 剛） それでは、所有権移転番号1番ないし7番及び使用貸借権設定番号8番

について審議願います。

御意見，御質問ございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長 (鈴木 剛) 発言がありませんので，議案第1号について「異議なし」と認め，許可することに決定いたします。

○議長 (鈴木 剛) 続きまして，日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局 (荒 主任) 事務局。
日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。
御審議いただく全体の件数といたしまして，所有権移転は4件あり，地区ごとの件数といたしましては，東鷹栖地区が2件，西神楽地区が2件となっています。
賃借権等設定は11件あり，地区ごとの件数といたしましては，東鷹栖地区が7件，西神楽地区が3件，東旭川地区が1件となっています。
集積面積は，55.46ヘクタールでございます。
それでは，内容について御説明いたします。
所有権移転の番号1番及び2番につきましては，農地移動適正化あっせん事業による売買です。
番号3番及び4番につきましては，農地保有合理化事業によるものです。
賃借権等設定11件の内訳につきましては，期間更新案件が3件，借主変更案件が5件，新規賃貸借設定案件が3件となっております。
これらの計画につきましては，農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号に規定している旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し，同項各号に定める利用権設定等促進事業の要件を満たしております。
以上でございます。

○議長 (鈴木 剛) ただいまの事務局からの説明に関連して，担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員 (柿木 和恵) はい，17番柿木です。
番号1番及び2番について補足説明します。
番号1番及び2番につきましては，譲受人があっせんにより農地を取得し，経営規模拡大を図る案件ということで問題ないと考えますので，御審議よろしくをお願いします。

- 委員（吉田 清） はい、15番吉田です。
番号3番及び4番について補足説明します。
番号3番及び4番につきましては、令和元年度第9回定例農地部会において決定いただき、あっせん申出のあった農地について、北海道農業公社と申出者に対して、買入協議を行う旨の通知を行うよう旭川市に要請したものであり、北海道農業公社と買入協議が成立したことから、同公社への所有権移転を行うもので、地区として問題ないと考えますので、よろしくお願ひします。
- 議長（鈴木 剛） それでは、所有権移転番号1番ないし4番、賃借権等設定番号1番ないし11番について審議願ひます。
御意見、御質問はございませぬか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませぬので、議案第2号「異議なし」と認め、計画を決定いたします。
-
- 議長（鈴木 剛） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第3報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」であります。これにつきましては、既に専決処理したものでありますので報告いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（大谷 係長） 事務局。
日程第3報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、合計12件の届出があり、地区ごとの内訳としましては、東鷹栖地区で1件、永山地区で2件、江神地区で1件、西神楽地区で4件、東旭川地区で4件となっております。
届出の内訳としましては、すべて相続による所有権の取得でございます。これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませぬか。
- 委員 （意見なし。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第1号を終わります。

○議長（鈴木 剛） 次に、日程第4報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（長根主任） 事務局。
日程第4報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」は、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が合計8件あり、地区ごとの内訳としましては、東鷹栖地区で6件、西神楽地区で1件、東旭川地区で1件となっています。
これらにつきまして、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第2号を終わります。

○議長（鈴木 剛） 次に、日程第5報告第3号「あっせん候補者の登録について」ですが、これにつきましても、既に専決処理したものでありますので報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（大谷係長） 事務局。
日程第5報告第3号「あっせん候補者の登録について」は、東鷹栖地区で2件、東旭川地区で1件の申出があり、議案の名簿登録年月日の日付で登録を行い、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議 長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第3号を終わります。

○議 長（鈴木 剛） 次に、日程第6報告第4号「農地所有適格法人の報告について」を事務局から説明いたします。

○事務局（武田主任） 事務局。
日程第6報告第4号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。

本件について、報告書の提出があった法人は1法人です。

この法人につきまして、別添資料「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たしていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議 長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第4号を終わります。

○議 長（鈴木 剛） 以上で、本日の提出案件審議は、全て終了いたしました。
これをもちまして、令和元年度旭川市農業委員会第10回定例農地部会を閉会いたします。